

F A X 送信票



海上保安庁  
JAPAN COAST GUARD

令和元年6月26日

件名 「くきのうみ花火の祭典」に伴う航泊禁止について

送信先 関係各位

発信者 若松海上保安部 航行安全課  
電話 093-761-4200  
FAX 093-751-2577

用紙の種類・枚数 A4 5枚

通信欄

7月20日(土)に洞海湾及び若戸大橋において「くきのうみ花火の祭典」が開催されることに伴い

20日 午後06:30~午後10:00

の間、別添港長公示第1号(令和元年6月26日)のとおり一般船舶の航泊を禁止することといたします。

また、若松港内交通管制室の管制信号の運用についても別添のとおり一部変更しますので、本内容を貴傘下関係者に周知していただきますようよろしくお願いいたします。

港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年6月26日

関門港長



関門港若松区第3区及び第4区における航泊の禁止について

関門港若松区第3区及び第4区の海域において、花火大会が実施されるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、港長が認めた船舶はこの限りではない。

記

1 期間

令和元年7月20日（土）午後6時30分から午後10時零分まで

ただし、午後10時零分より前に花火大会が終了し、海域の安全が確認された場合はそれまでの間とする。

2 航泊禁止区域

次の各線及び陸岸により囲まれた海面。

ア 北九州市戸畑区牧山5丁目所在の牧山船舶通航信号所から真方位35

2.5度、670メートルの地点（A点）から真方位330度に引いた線

イ A点から真方位54.5度に引いた線

ウ 同信号所から真方位30.5度、1,740メートルの地点（B点）から

真方位291.5度に引いた線

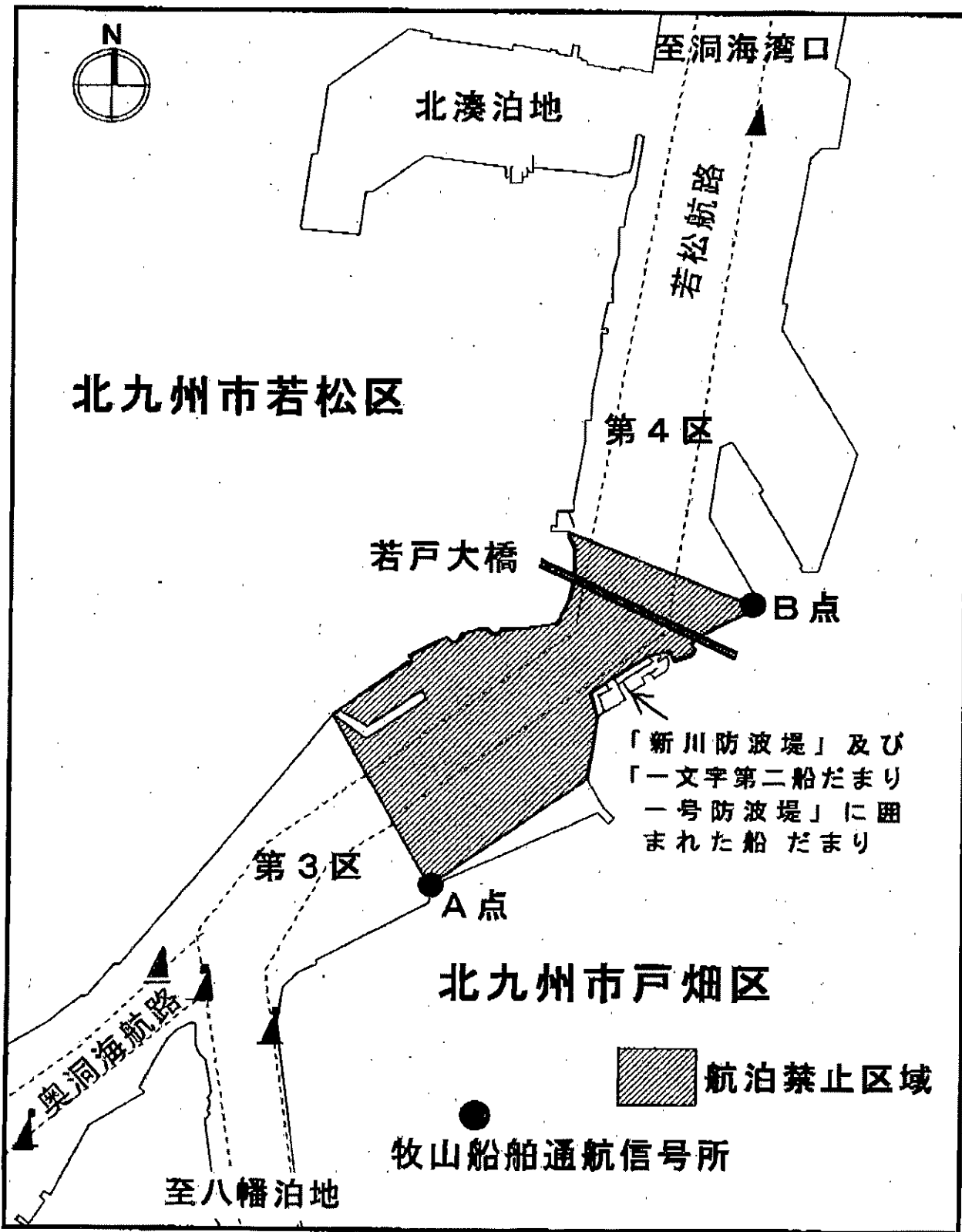
ただし、北九州市戸畑区銀座2丁目所在の「新川防波堤」及び「一文字第二船だまり一号防波堤」に囲まれた船だまりを除く。

（別紙航泊禁止区域略図参照）

3 備考

航泊禁止期間中、現場付近において巡視艇が警戒に当たるので、海上保安官から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域略図



## 「くきのうみ花火の祭典」に伴う管制信号運用の変更について

令和元年7月20日(土)、関門港若松区第3区及び第4区の海域において「くきのうみ花火の祭典」が行われ、港長公示第1号(令和元年6月26日)により船舶の航泊を禁止することから、下記のとおり管制信号の運用を変更する。

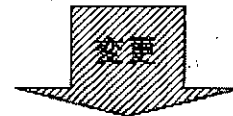
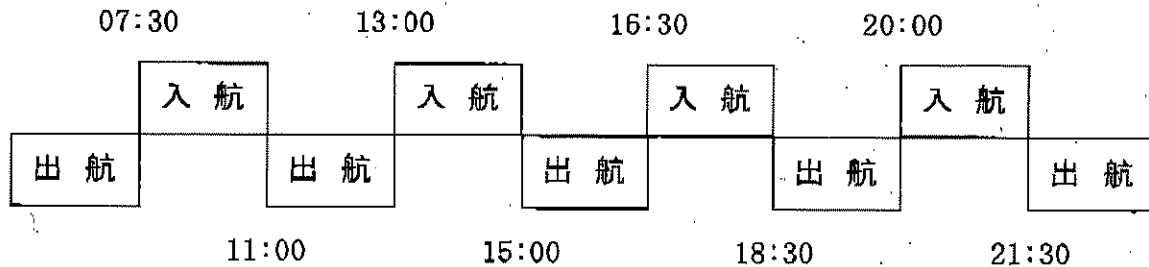
### 記

#### 1 管制信号の運用変更日時

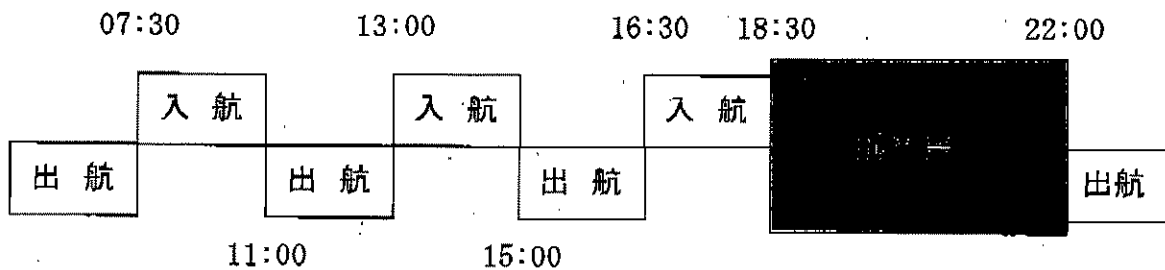
令和元年7月20日(土) 午後6時30分から午後10時零分まで。

ただし、花火大会が午後10時より前に終了し、海域の安全が確認された場合はそれまでの間

#### 【基準時間】



#### 【当日の運用】



#### 2 航泊禁止時間帯における管制信号

- (1) 若松港口信号所 : 出航信号(「O」の点滅信号)
- (2) 牧山信号所 港口方面 : 出航信号(「O」の点滅信号)  
八幡・奥洞海方面 : 入航信号(「I」の点滅信号)
- (3) 二島信号所 : 入航信号(「I」の点滅信号)
- (4) 航泊禁止解除後は、各信号所とも出航信号(「O」の点滅信号)
- (5) 航泊禁止時間帯における管制対象船舶の動静例について、別紙に示します。

# 「くきのうみ花火の祭典」開催による 船舶の航泊禁止に伴う管制信号

信号に伴う管制対象船舶の動静

1～3区	入航可 出航不可
4、5区	出航可 入航不可

